

早稲田大学大学院法務研究科
2016年度クリニック報告書

早稲田大学大学院法務研究科
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

目 次

1. クリニック担当教員と受講者数一覧	1
2. クリニック授業状況集計	2
3. 相談アンケート集計	3
4. 民事クリニック	
1) シラバス (民事A-C)	5
2) A班 (教員・学生報告書)	7
3) B班 (教員・学生報告書)	9
4) C班 (教員・学生報告書)	10
5. 行政クリニック	
1) シラバス	13
2) 教員・学生報告書	14
6. 家事・ジェンダークリニック	
1) シラバス	19
2) 教員・学生報告書	21
7. 刑事クリニック	
1) シラバス	22
2) A班 (教員・学生報告書)	23
3) B班 (教員・学生報告書)	25
4) C班 (教員・学生報告書)	27
8. 労働クリニック	
1) シラバス	30
2) 教員・学生報告書	32
9. 障害法クリニック	
1) シラバス	33
2) 教員・学生報告書	34
10. 商事クリニック	
1) シラバス	36
2) 教員・学生報告書	39

2016年度クリニック(臨床法学教育)担当教員と受講者数一覧

クリニック名	春				秋			
	教員名	受講者数		教員名	受講者数			
		男性	女性		男性	女性		
民事クリニックA班	白石 大 外山 太士	2	0	白石 大 外山 太士	1	2		
民事クリニックB班	山口 齊昭 濱野 泰嘉	2	0	山口 齊昭 濱野 泰嘉	1	1		
民事クリニックC班	近江 幸治 小海 範亮 坂 勇一郎	/		近江 幸治 坂 勇一郎 森川 清	1	1		
行政クリニック	小島 延夫 中山 代志子			3	0	小島 延夫 中山 代志子	/	
行政試行プログラム	小島 延夫 中山 代志子	/		小島 延夫 中山 代志子	2	1		
家事・ジェンダークリニック	浅倉 むつ子 岩志 和一郎			/		浅倉 むつ子 岩志 和一郎	1	4
	岡田 裕子 棚村 政行 松原 正明 緑川 由香	岡田 裕子 棚村 政行 松原 正明						
刑事クリニック	河津 博史 笹井 武人 清水 保彦 宮村 啓太	4	3	河津 博史 笹井 武人 清水 保彦 宮村 啓太	2	3		
労働クリニック	鴨田 哲郎 島田 陽一	/		鴨田 哲郎 島田 陽一	2	2		
障害法クリニック	池原 毅和 大石 剛一郎 菊池 馨実 黒崎 隆			1	3	/		
外国人クリニック	/				宮川 成雄 渡辺 彰悟			
商事クリニックA班					尾崎 安央 松本 真輔	/		尾崎 安央 松本 真輔
商事クリニックB班	奥山 健志 黒沼 悦郎	1	0	/				

2016年度 クリニック授業状況集計

	教員	受講生			クリニック授業内訳			
		男性	女性		相談者数 (※1)	相談実施回数 (※2)	検討会	課外活動
民事A	白石 大	2	0	春	5	7 (※3)	6	0
	外山 太士	1	2	秋	5	6	6	0
民事B	濱野 泰嘉	3	1	春	3	3	5	3
	山口 斉昭			秋	1	1	2	0
民事C	近江 幸治	1	1	春	-	-	-	-
	坂 勇一郎			秋	6	7	3	1
	小海 範亮 森川 清							
行政	小島 延夫	3	0	春	3	5	6	0
	中山 代志子			秋	-	-	-	-
(試行プログラム)	同上	2	0	秋	4	4	4	0
家事・ ジェンダー	浅倉 むつ子	1	4	春	-	-	-	-
	岩志 和一郎							
	岡田 裕子			秋	7 (注4)	7 (注4)	5	1
	棚村 政行 松原 正明 緑川 由香							
労働	鴨田 哲朗	2	1	春	-	-	-	-
	島田 陽一			秋	4	8	3	1

2015年秋学期終了以降、2016年春学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 ⇒ 33件
 2016年春学期終了以降、2016年秋学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 ⇒ 29件
 (学内無料法律相談会から引き継いだ相談を含む。)

- ※1 「相談者数」は、複数回相談に来られた場合でも、1名としてカウント。
- ※2 「相談実施回数」は、授業日に相談を実施した回数。同じ相談者が複数回相談に来られた場合もカウントされている。
- ※3 継続相談につき夏季休業中に面談2件
- ※4 2班に分かれて面談している場合はそれぞれを1回としてカウント
- ※5 学内向け無料相談会参加人数 → 1名 (10/14)

2016年度 クリニック相談者アンケート結果集計

① なぜ早稲田大学リーガルクリニックに相談されたのでしょうか。						
a		b		c		その他
大学がしているので信頼できると思ったから	21	他に相談先を知らなかったから	3	無料だから	13	<ul style="list-style-type: none"> ・東京新聞の記者より「良心的」と強く勧められたから ・リーガル・クリニックの卒業生の方の紹介 ・早稲田大学の名のもとに客観的に検討してもらえと思ったから ・早大法の見解を知りたかった ・早稲田学報に案内が掲載されていたから ・無料だと質問などに遠慮が出てしまうので、有料の方がやりやすい ・無料なので、交通費をかけても相談しやすく、学生もいてじっくり聞いていただけると思ったので ・岩志先生の奥様のご友人のため ・鴨田先生からの紹介 ・同じトラブルについて、こちらで相談にのってもらったと知って ・大学教授も同席されるので ・事務員の紹介 ・日本の大学で、早稲田大学の法科はトップクラスだから、是非行ってみなさい、と家族に勧められたから。 ・母校の運営する安心感より
② 担当者（学生）の話し方はいかがでしたか。						
a		b		c		その他
適切で聞き取りやすかった	27	普通	1	聞き取りにくかった		
コメント						
bの回答者より↓ 時々、何が本当に知りたいのか質問のポイントがわからなかったが、親切で協力的であることは伝わってきた。						
③ 担当者（学生）の聞き取りの仕方はいかがでしたか？						
a		b		c		その他
適切で話しやすかった	27	普通		話しにくかった		
コメント						
aの回答者より↓ <ul style="list-style-type: none"> ・もっと学生さんからの質問が多くてもいいと思った。 ・言い間違いもあると思うが、こちらが話した内容について間違えることが多かったため、その点はもっと気を付けて欲しかった。 ・専門用語（弁済期、手形、原資など）がほぼ理解できなかったため、タイミングを見て注釈を入れていただければ会話がスムーズだったかもしれません。 						
④ クリニックの回答はいかがでしたか。						
a		b		c		その他
わかりやすかった	27	普通	1	わかりにくかった		
コメント						
aの回答者より↓ <ul style="list-style-type: none"> ・回答を聞いて、ぼんやりしていると民主的手続きを踏まず、相手に都合よく変化していつてしまうのだと実感した。 ・明確な回答を頂いた一方で、こちらの質問を促すような会話も必要なのでは…。法的な問題なので、何を聞いてよいか分からない面があります。今後、自分がすべき事、交渉相手の要求すべき事、裁判所等に相談する事などを明確に説明して頂ければより分かりやすかったと思います。 ・持っている資料で、相談に関係ないだろうと自己判断して持参しなかったが、事前にどのような資料を持ってくるといい、などの判断などをもらえるとよかった。 ・結論として、教員の説明ではっきりした。 						
⑤ クリニックでの相談時間の長さはいかがでしたか。						
a		b		c		その他
長すぎる	1	ちょうど良い	25	短すぎる	2	
コメント						
bの回答者より↓ <ul style="list-style-type: none"> ・むしろ、自分たちがたくさんしゃべってしまい時間をとってしまっし申し訳なかった。 ・当方にとってはちょうど良いということになるが、大変でないに時間をかけてもらい恐縮している。 ・相談開始時間が「平日の18：30から」が少し厳しいので、いくつか選択できる様になればありがたいです。 ・既定の相談時間より30分延長してもらったようだが、学生たちと検討を拡げるにもさらに30分長くて2時間程だといいのではないかと考えた。 						

⑥ クリニックでの相談はあなたの問題解決に役立ちましたか。

a		b		c	その他
大変役に立った	25	少しは役に立った	2	役に立たなかった	・気持ちの整理として役立った。

コメント

aの回答者より↓

- ・地域で諦めてしまっている人に、一筋の希望を与えられる気がした。
- ・進行中の事柄なので結果は分かりませんが、気づかずにいた点をアドバイスして頂いたり、方向づけをして頂いたことで大変役立ちました。
- ・この件について、人に話すのは初めてで、ついつい溜め込んでいた余分なことまでお話ししまい、失礼いたしました。一人でよくよばかりしていましたが、相談してよかったです。親身に聞いていただいて本当にありがとうございました。
- ・行政に対するアプローチ方法とか具体的に教えてもらえてよかったです。

⑦ クリニック全般について、問題点、改善点、ご要望がありましたら、お聞かせください。

- ・学生さんたちのキラキラした目が印象的。そして、先生たちがこれからさらに教え込み巣立っていくのだと思うと、日本も捨てたものじゃないと思った。教えてもらったことは、地域に持ち帰り、くたびれている地域住民にも、子供たちの将来を思い、児童館を引き継いでいく勇気となるよう望む。法的な話にとろい地域で、行政の対応が悪く、これから莫大な時間と労力をつぎ込むかと予想されうんざりもするが、行政に食いついていくつもりなので今後とも力添えいただきたい。
- ・できれば相談事案の司法手続きを依頼したいと思っています。
- ・大変お世話になりました。ありがとうございました。
- ・「教育の一環として行われる無料相談」なので、学生さんを相手に「こんな質問はしない方がいいかな？」と迷って結局質問しなかったこともあります。質問しなかったこともあります。本音で質問できなかったところがあります。質問した内容については明確な回答を頂き有り難かったのですが、少し未消化な部分が残りました。お世話になりました。ありがとうございました。
- ・今回無料ということで恐縮が先立ちお聞きしたいことの詰め、確認が弱かったかなと反省。リーガル・クリニックの趣旨が学生の教育・臨床だから、あまり突っ込みすぎてもいけないような、という遠慮がありました。
- ・私には大変ありがたく大きな助けになりました。学生さんたちがもう少しリラックスして、リーダーシップを発揮できるようになるといいと思いました。
- ・直前まで緊張していましたが、話しやすい空間で大変参考になったし、良いアドバイスももらったので大満足です。
- ・心配事が解決できました。またメンタル面でのケアができたので大変安心できました。ありがとうございました。
- ・3名の先生が立ち会い、各々の角度から助言して下さり、単独の先生との面談よりも良い方法だと思いました。じっくり相談にのっていただいてありがとうございました。
- ・多角的にご検討いただきありがとうございました。決定的な解決策はありませんが、相談者に寄り添う形でした。それだけでも少し心が穏やかになったと思います。心より感謝しております。ありがとうございました。
- ・大変参考になりました。ありがとうございました。
- ・丁寧に話を聞いてくださり、親身になって相談に乗ってくださいましたこと感謝しております。ありがとうございました。
- ・持参資料をPCで見ただけであれば、現地がもう少しお分かりいただけたかもしれません。アイデアをいただき、要望が通るかもしれません。ありがとうございました。
- ・事前に事務の方とメールでやり取りがあり、内容が伝わりやすかったです。相談は楽しかったです。問題解決にも役立ち、よかったです。論点を残らずつぶしてもらったので手ごたえがありました。回答の際、パソコンでメモが取れたらよかったです。
- ・1点聞き忘れてしまったことも、後日回答いただき、ありがとうございました。
- ・松原教授のご指摘は身に染みて、人情と法律の考え方の違いがあったので自分の甘さを痛感した。
- ・弁護士事務所で30分程相談させていただきより、学生さん、先生、弁護士がとても親身に話を聞いてくださり、とてもよかったです。自分が言いたいこと、聞きたいことがちゃんと話せました。
- ・学生さん2人と弁護士の方1人かなと想定していたので、8人いらっやって最初は少し緊張してしまいましたが、専門的な観点から分かりやすくアドバイスしていただいて非常に参考になりました。ありがとうございました。
- ・初めての利用でしたが、とても完成度の高い相談を受けられてびっくりしました。「授業の」ということでもっと沢山生徒さんが居る中で話すのかと思っていたので、少人数で安心しました。

臨床法学教育（民事）A－C

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【授業概要】

民事A：白石 大／外山 太士

民事B：山口 斉昭／濱野 泰嘉

民事C：近江 幸治／小海 範亮／坂 勇一郎／森川 清

【授業の到達目標】

弁護士になったときに民事・行政訴訟案件に直面して、これに対処できる実務的な基礎技能を身につける。

【授業計画】

民事・行政クリニックは、教員と学生が1つのグループとなり、実際の法律相談や、受任した事件への対応を通じて、法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。

徹底した少人数教育によって、生の事案をもとにした事実分析の方法、適用する法律に関する判例・学説の調査、検討など、これまで学んできた基本法と実務基礎科目の到達点をふまえた発展的な学習を行います。また、内容証明、訴状などの作成、添削を通じて、法文書作成に関する指導を行います。

法律相談、事件活動のほか、他クラスと合同の事件検討会も行います。

また、具体的事件を通じて、社会や制度のあり方、法律実務家としてのあり方などについて考えます。

配当単位数（2単位）に見合った作業時間（学期を通じて90時間）を上回ることはないよう、学生の負担についても配慮しており、これを大幅に上回る例は近年生じていません。

《白石・外山クラス》

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる事件をいくつか扱います。訴訟受任案件と相談案件との双方を取り扱うように努めており、事件記録の検討、依頼者からの事情聴取、訴状や準備書面の起案、証拠の整理まで、学生に実際に行ってもらいます。

また、事案に取り組む中で、実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。ごく基本的な知識も、具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありませんので、このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思っています。

当クラスでは、春学期班と秋学期班（各4名程度）を募集します。どちらの班も、中間試験や期末試験などの学修スケジュールに配慮し、受講生の都合と調整しながら具体的な実施スケジュールを決めていく予定です。

《山口・濱野クラス》

山口・濱野クラスは、一般民事事件と交通事故・医療事件などの人身損害賠償事件を扱います。

一般民事事件は、無料法律相談を中心に行います。紛争解決のためには、法律知識はもちろんのこと、相談者の悩みや考えを引き出し、受けとめる技術・能力が必要です。無料法律相談でその実践に取り組みます。また、法律相談だけではなく、訴訟事件に取り組むこともあります。

人身損害賠償事件では、交通事故や医療事件の実務にふれてもらおうと考えています。これまでは、自転車同士の交通事故の準備書面起案や裁判傍聴、循環器内科医師の講演の傍聴、医学部生と「生命倫理と法」についてディスカッションなどをしてきました。機会があれば、病院見学や手術見学などもできればと思います。

《近江・小海・坂・森川クラス》

一般民事事件と消費者・生活者に関する事件を扱います。

学生のみなさんによる相談・事案の分析・法的対処の検討などの取り組みを通じて、消費者問題については、社会問題としての事件のあり方、弁護士としての構えや多面的な解決方法のあり方について考えたいと思います。また、春学期は、東京の離島の法律相談活動にも取り組む予定です。秋学期は、生活者に関する事件として、路上生活者等への法律相談等、貧困問題に取り組みます。

【講義の内容と進行】

第1回 オリエンテーション

第2回～第14回 法律相談会、事件検討、相談案件検討、訴訟準備などのいわゆる民事弁護活動を行う。なお、クラスによって、取り扱う事案の傾向や実務の内容が異なるので、詳細はガイダンスを参照のこと。途中他のクラスと合同で中間カンファレンスを行います。

第15回 報告会・最終カンファレンスとして民事・行政・家事のクラスと合同で行います。

【教科書】

指定なし。

【参考文献】

参考書として菅原・岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務、2004）

【備考・関連URL】

《講義実施スケジュール》

表記上、通年で実施する科目とされていますが、実際の講義実施スケジュールは、春学期かまたは秋学期のみであったり、取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ、毎週ではなく不定期であったりするなど、各科目ごとに柔軟に設定することとされています。また、原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが、受講生の応募状況によっては、秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

＜受講要件等＞

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とします。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。

＜受講者への要望＞

意欲ある学生の履修を期待しています。

民事クリニックA班

報告書（春学期）

1 担当教員より

春学期を中心に活動する春班では、1件の調査案件、1件の訴状起案案件、及び3件の相談案件を取り扱った。調査案件は、投資信託の管理委託先の金融機関を変更したいが、当該金融機関から拒絶されたという事案であった。調査したところ、投資信託購入当時は受益証券の保護預かりを委託していたが、2007年の受益証券電子化をきっかけに約款が変更され、移管には移管元の金融機関の承諾が必要とする条項が加えられていた。①社振法の振替手続の規定は強行法規か、②約款の不利益変更の効力といった点が問題点となり、調査結果をとりまとめた。訴状起案案件は、インターネット上の資格取得講座を受講したところ、指定された掲示板で質問してもまともに回答してくれず、挙げ句の果てに講座を受講できるサイトへのアクセスを拒絶されてしまったので、受講料等の返還請求を希望するというものであった。①何を債務不履行と捉えるか、②相当因果関係ある損害の範囲、すなわち一部受講済み分の受講料や入学金も含まれるか等が問題点となったが、本人訴訟を支援するため訴状案を作成した。

この他にも、①二項道路でない道路に面した敷地での再建築、②電力会社に賃貸した土地に埋設された巨大な埋設物の撤去、③賃貸人からの不当な退去要求に屈した場合の立退料

請求の可否の相談を受けた。また、クリニック事務所が8号館で行っている相談会にも参加し、そこで取り扱った案件の振り返りも講義にて行った。このように、様々な案件を、ときにはかなり突っ込んで検討することができたものと思う。

2 受講生より

実際の事件の解決を考えるにあたっては、普段の学習の成果を存分に活用できる面と、それを活用するだけでは足りずその事件に即して相談者の望む解決を考えていくことになる面とを体験できたと思う。相談者から逐一聞き取りをしなければ、事案の全容は見えてこないばかりか、聞き取りをすると、当初聞いていた話とは異なることが判明し、その場での対応を余儀なくされたこともあった。

これまで弁護士の仕事に対する具体的なイメージを持てずに法律の学習をしてきたが、弁護士の実務の一部を体験できたことで、具体的なイメージを持ちながら座学の授業にも取り組むことができるようになった。

クリニックを受講するにあたって、普段の法科大学院の授業と並行しているために、負担が重いことが覚悟の上だったとはいえ、十分に時間を割くことができず、準備等が至らないことがあったことは悔やまれる。学期中のみならず休業期間中を利用したカリキュラムもあってよいのではないかと思う。また、私自身の法律の基礎知識が不十分であったために、時々議論についていくのに苦労したこともあった。オリエンテーションで先生方が模擬法律相談を見せてくださったが、学生が実際に依頼者から法律相談を受ける前に、一度ロールプレイをした方が、スムーズに法律相談ができたのではないかと感じた。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

秋班では、先学期から継続している投資信託受益権の振替手続請求事件について、訴状起案まで行った案件のほか、4件の相談案件（うち1件は根抵当権元本確定請求書を起案した）を取り扱った。訴状起案案件では、社債、株式等の振替に関する法律という、あまりなじみのない法律に取り組んだが、該当する条文を探し、複雑な条文操作を行ったり、条文の表現から要件事実をくみ取り、それをどのように請求の趣旨や請求原因中の表現に落とし込んでいくかという技術を学べたものと思う。実は、社振法による振替手続は、会社法の教科書でも説明されている手続であり、かつ、現在の日本の金融商品取引の中核的な手続であることから、かなり手こずりながらも訴状まで完成させられたことは自信になったのではないかと思う。

この他にも、①借家契約で更新料請求権が発生するかどうか（貸貸人側からの相談で、複数回の更新をしているが、更新料条項が記載されている場合といない場合があった事例）、②根抵当権の元本確定請求の要件と手続（確定請求すれば、現時点での元本は存在しないこととなり、根抵当権の抹消請求ができると思われる事案）、③敗訴した境界確定訴訟判決の

検討（敗訴した理由の分析と、再訴の可能性について）、④勤務先の共済組合を出向により脱退した場合の脱退一時金の算定の相談（共済組合同約の関連規定の検討）を受けた。

2 受講生より

授業で触れることが少ない判例や社振法などなじみのない法律の知識も求められたので、もっと事前に準備した上で相談に臨むべきだった。また、既に学習している基本的知識を使う場面だとしても、聞き取るべきポイントや重要な法律問題をその場で瞬時に考えることが難しく思いつくことができず、応用力・思考力の不十分さを痛感した。さらに、法律知識のない相談者の方に法律問題を分かりやすく説得的に説明することの大変さを感じた。しかし、依頼者の方が法律家に対して真摯に事案の解決を求めていることを考えると、知らないからという理由で断ったり、難しいからという理由で手を抜いたりすることは許されないと思った。自分の一言で、相談者の方がとても辛そうな表情を浮かべることもある。間違ったことを教えてはいけないと思い、慎重に言葉を選んだ。

今まで論点を中心に勉強することが多かったが、体系的に学ぶ重要性に気付くことができた。また、相談資料をもとに一体何が問題点か冷静に分析する力を養う機会を頂けた。相談者の方に回答する時は、実際にやってみないとテンポよく、また、解りやすく回答することができるかわからなかったこともあったので、もう少しシミュレーションをして臨めばよかった。そして、将来の法曹としての仕事を一足早く経験することができ、エクスターンシップでは得られないやりがいを感じることもできた。

担当する相談件数が学生によって差がある点は改善を求めたい。

民事クリニックB班

報告書（通年）

1 担当教員より

民事B班は、2016年4月から12月まで、学生4名、修了生2名が受講し、無料法律相談3件を実施した。無料法律相談は、医療過誤事件、相続事件、賃貸借契約終了による原状回復請求事件など身近で興味深い事案を担当した。

相談件数が少なかったのが残念だったが、学生たちは、相談者から事実を聴き取って把握し、事実関係や法的な問題点を整理し、法的な解決の方法を検討した上で、相談者にわかりやすく説明するという法律相談のプロセスを通じて、法科大学院で勉強してきた民法が社会でどのように現れているのか、温もりをもって感じられたことと思う。

無料法律相談はいずれも具体的な「生」の事案を扱った。目の前の相談者の抱えている問題を法律を使ってどのように解決するのか、その難しさとやりがいを実感しつつ、実務法曹家へのモチベーションを高めてくれたことと思う。

また、民事B班では、教員の特徴を活かすべく、医療過誤事件に集中的に取り組んだ。

運良く医療過誤事件の法律相談があったが、それだけでなく、教員による講義を行い、実際に医療過誤事件のカルテ調査の一部も経験した。また、任意の課外活動として、医療問題弁護団の医学研修や、医学生との合同ケーススタディ（生命倫理と法）にも参加した。単なる法律相談を経験するだけでなく、弁護士の活動に多面的に触れることによって、法律実務家への思いをより一層強くしたようである。

2 受講生より

クリニックの活動を通して最も難しく感じたのが、法律相談における依頼者からの事実関係の聴取である。依頼者の話を聞きながらそれを理解し、法的に構築するとともに次の質問を考えるということがなかなかできず、依頼者の話を聞いて理解するだけで精一杯であった。そのため、依頼者が関係のない話を始めたり、無駄な質問をしてしまったりした結果、時間がかかりすぎてしまった。依頼者が端的に答えられるように質問を工夫したり、依頼者が話終えたらすぐに次の質問をしたりするべきであることを学んだ。

また、依頼者が必ずしも全ての情報を与えてくれないことを知った。自分に有利な事実は多く語るが、不利な事実は進んでは話したがらないということがあった。そのような依頼者に不利な情報や、重要でないと思っている情報を引き出すことの難しさを感じた。

医療事件の法律相談を経験すると同時に医療問題についての活動を行うことで、医療事件の特殊性・難しさについて学ぶことができた。特に、医療事故被害者の抱える悩みや願いについて考える機会が多かった。

医療事件は、専門性が高く、証拠も医療側に偏在していることから、被害者の救済を図ることが難しい分野であることは以前から印象にあった。しかし、医療事故被害者の求める「救済」とは何かについてあまり考えたことはなかった。それは、必ずしも金銭的な救済ではなく、真相究明が第一の願いであるとのことであつた。もともと、訴訟となると、金銭的な請求の形で責任追及せざるを得ず、その審理の中では被害者が本当に求めていることが削ぎ落とされてしまう。これでは、被害者の医療専門家に対する不信感だけでなく、法律専門家に対する不信感をも募らせることになるのではないか。

医療事故被害者の声に耳を傾けることは、医療従事者だけでなく弁護士や裁判所の果たすべき役割でもあるように感じた。

民事クリニックC班

報告書（秋学期）

1 担当教員より

（1）法律相談

民事C班では、多くの法律相談を経験することを方針としているが、今期はクリニック事務所で6件の新件相談を受けた。若干の追加的相談に対応を要する案件もあつたが、い

ずれも単発の相談であった。今期の受講者は2名であり、順次相互に相談担当と記録を分担した。

6件の相談案件の内訳は、①所有不動産の前面傾斜道路の砂利工事により、停車中の自動車が滑走し、門柱等を破損したことによる損害賠償案件で、相続による門柱等の所有・管理者の特定が絡む案件、②コンビニ経営者の内妻とフランチャイズ本社の担当者との不倫によるフランチャイズ契約の継続、損害賠償請求に関する案件、③交通事故による損害賠償請求の本人訴訟準備に関する相談案件、④自宅前の私道が所有者の認識がないまま他人名義となっている案件（分筆、売買、使用許可の経緯と時効）、⑤賃貸人の交代と管理の委託・再委託関係の中で賃料の支払いの相手方及び清算に関する相談、⑥認知症を発症した借地人の賃料未払いに際し、貸地の明渡しを求めたいという案件、であった。

いずれも、比較的複雑で、複数の分野の異なる論点が含まれるものも少なくなく、事実関係の把握、法的論点の整理・理解等を深めることができた。案件のなかには、工事の元受下請関係、フランチャイズ契約、賃貸物件の管理委託契約等や特殊な契約関係が関係するものもあったが、民法の基本的な考え方に基づいて法的論点の整理等を行った。また案件によっては、相手方の和解案の検討を行う機会もあった。

なお、今期は継続の案件はなく、また、起案等を行う案件も存しなかった。

全体として、学生の取り組みが積極的に行われ、事前の検討・記録の作成も熱心に行われていた。

(2) ワークショップへの参加

法律相談以外の取組みとしては、東京弁護士会が主催した「若者の消費者被害の実態と対策を考えるワークショップ」に参加した。同ワークショップは、弁護士、消費生活相談員、教員、消費者教育関係者が約8名ごとのグループに分かれてテーマに応じて協議等を行い、参加したグループにおける意見交換の他、他のグループの発表を聞く機会が設けられた。

若年消費者の被害の実態や対策の検討など、法律相談とは異なる観点から法律関連問題を検討するとともに、他分野の参加者と法律家としての観点から意見交換を行う機会となった。

2 受講生より

今期の相談案件は、工作物の不法行為、フランチャイズ契約、賃貸借契約、所有権確認、自動車事故、借地権、と民法上の多岐にわたる案件を取扱いました。いずれも、相談者の話を聞くほどに多数の論点が含まれていることに発見もあり、勉強にもなりました。基本書上の適用関係が、必ずしも実社会の事象に当てはまらないことは頭では理解していたつもりではいましたが、予想を超えて、実際の相談案件には柔軟に対応する必要があることがよくわかりました。

資料作りでは他の受講生に大変助けいただきました。近江先生、坂先生、森川先生には、ポイント毎に的確なアドバイスをいただくことによって、大きくずれることなく相談に対

応できたのではないかと思います。

通常の講義では得られない、貴重な経験をさせていただきました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

臨床法学教育（行政）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【授業概要】

行政：小島 延夫／中山 代志子

【授業の到達目標】

弁護士になったときに民事・行政訴訟案件に直面して、これに対処できる実務的な基礎技能を身につける。

【授業計画】

民事・行政クリニックは、教員と学生が1つのグループとなり、実際の法律相談や、受任した事件への対応を通じて、法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。

徹底した少人数教育によって、生の事案をもとにした事実分析の方法、適用する法律に関する判例・学説の調査、検討など、これまで学んできた基本法と実務基礎科目の到達点をふまえた発展的な学習を行います。また、内容証明、訴状などの作成、添削を通じて、法文書作成に関する指導を行います。

法律相談、事件活動のほか、他クラスと合同の事件検討会も行います。

また、具体的事件を通じて、社会や制度のあり方、法律実務家としてのあり方などについて考えます。

配当単位数（2単位）に見合った作業時間（学期を通じて90時間）を上回ることはないよう、学生の負担についても配慮しており、これを大幅に上回る例は近年生じていません。

【講義の内容と進行】

第1回 オリエンテーション

第2回～第14回 法律相談会、事件検討、相談案件検討、訴訟準備などのいわゆる民事弁護活動を行う。なお、クラスによって、取り扱う事案の傾向や実務の内容が異なるので、詳細はガイダンスを参照のこと。途中他のクラスと合同で中間カンファレンスを行います。

第15回 報告会・最終カンファレンスとして民事・行政・家事のクラスと合同で行います。

【教科書】

指定なし。

【参考文献】

参考書として菅原・岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務、2004）

【備考・関連URL】

小島・中山クラスは、主に行政法に関係する諸事例を中心に取り上げます。

具体的には、都市環境・開発に関する紛争（マンション建設紛争・公共事業についての紛争等）や税金・年金給付等の事例や立法制定等を取り上げます。これらの紛争では、行政訴訟や行政不服審査請求手続について、実践的に考えるとともに、特に都市環境・開発に関する紛争については、現在の法制度の限界を考えながら、広く当事者の思いにこたえて何ができるかを考えて行きたいと思えます。内容的には、相談だけでなく、いくつかの事案では、現地調査や意見書作成・裁判書面作成・機会があれば不服審査における口頭での意見陳述等を行うことを予定しています。

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とします。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。

<受講者への要望>

意欲ある学生の履修を期待しています。

報告書（春学期）

【今年度の活動内容】

今学期は、3名の受講者とともに、継続案件2-3件に加え新規案件2件に取り組んだ。各グループが、相談案件、裁判文書等法律文書起案、裁判傍聴を主担当したほか、法務局での相談対応同行などに参加した。以下に、取り扱った案件の概略と学生の感想を記載する。

1 取り扱った案件の概略

（1）住民監査請求案件

区の政策に対し、住民監査請求を通じて異議を唱えたいという要望の相談に乗った案件。錯綜する事実関係を整理し、法律問題を的確にアドバイスすることの難しさを体験できた。

（2）帰化申請支援案件

もと日本人だったが、米国籍を取得して日本国籍を失っていた高齢の依頼者が、再び日本国籍を取り戻したいという相談案件。一見すると簡単に見えるが、過去に役所の手違いによって、意図せず米国籍であるのに日本人として戸籍編纂されてしまったため、法務局の職員が国籍再取得が困難であると述べたことから、依頼者が不安に感じ、相談に

来られた。書類作成のほか、法務局での事前相談に同行し、立ち会うなど、実践的な実習を行った。

(3) 情報公開案件

継続案件の準備書面づくりを行った。相手方の言い分を理解しながら当方の主張を展開するという、準備書面特有の文書作成に取り組み、依頼者の意向を法的に正しく構成して裁判所に提示することの難しさを体験した。

2 学生の感想

(1) 学生の感想その1 住民監査請求案件に取り組んで

依頼者との事件相談は3度にも及んだが、その分、得られたものも多かった。

中でも、依頼者から事情を聴き、要望を聞いた上で、それを法的構成に組み換え、相談者に分かりやすく伝えることの難しさを感じた。依頼者の想定する手段と、依頼者の要望・目的達成のための手段とが乖離していることがあり、最善の手段がいかなるものであるかについての説明には特に苦労した。依頼者の意見を最大限重視しながらも、専門的知識から、どの手段が本当に依頼者にとって最適であるかを、依頼者に納得してもらうことが重要であると感じた。

また、住民監査請求のような、地方自治体と住民との間の問題では、地方自治体の動向を把握しなければならないのは当然ではあるが、住民間の動向も把握しなければならないということを実感した。盲点になりがちではあるが、ここにおいても行政法上の問題点を孕んでおり、依頼者だけが住民ではないという事実にも向き合わされると同時に、大変勉強になった。

弁護士の業務は、依頼者があって初めて成り立つものであり、依頼者の主張を可能な限り考慮した上で、法的手段を採ることがいかに重要であるかということ、本クリニックを通じて身をもって学んだ。この学びを、将来生かすことができるように、今後も勉強を怠らないようにしようと思った。

(2) 学生の感想その2 帰化申請支援案件に取り組んで

法律問題以上に、依頼者からの聞き取りや問題状況の説明、行政庁訪問前の打合せに関して苦労をした。特に、問題状況の説明では、依頼者が自らの抱える問題について困惑している中で、いかに重要な事実を聞き出すかが難しい。今回の案件では、行政庁が依頼者に対して、誤った情報を提供していたため、その誤解を解くところから始まった。一般に、行政庁の説明は、国民が信用に値するものと捉えている。だから、依頼者に説明する際には、条文を示し、なぜ行政庁が誤ったかということから解きほぐして解説しなければ、依頼者に不安感を残す結果となってしまう。けれども、徒に詳細な説明をすれば、却って依頼者の理解が追い付かない。そして、依頼者は、法律相談の場では、分かった気になっていたものの、後になって、不安感が解消されず同じ問題について質問されることとなってしまう。

このように、普段は、学生として法律問題を解くことだけに集中しがちであるのに対し、クリニックにおいては、鳥瞰的な視野をもって対応することを通じ、法曹として活躍するのに必要な事項についても実践的に吸収することができる。

(3) 学生の感想その3 情報公開案件に取り組んで

準備書面の作成に始まり、依頼者との打ち合わせや先生方の御指摘を交えながら、当初の準備書面を精査していく作業に終始した。最初は、訴状と答弁書を頼りに、準備書面を作成したが、自分の勝手な判断によって、主張の幹となる部分を捨象してしまい、大幅な修正を余儀なくされた。また、頭の中ではぼんやりと理解できていることでも、いざ依頼者を目の前にすると説明ができず、自分の理解の浅さを痛感する機会が多かった。しかし、自分の起案した書面を、依頼者や先生などの他者に批判され、指摘を受けるという機会は貴重であり、この書面が裁判所に提出されることを考えると、自然と身が引き締まる思いだった。

特定の条例について、逐条解説などを片手に検討することは、学生にとっては多くあることではない。しかし、この作業をすることで、他の個別法の解釈においても応用できるとすれば、一度は経験しておくべきことだと思う。そして、それは本クリニックが最適であることは間違いない。行政法というのは、法律試験科目の中でも特に実感が湧かず、イメージしにくいゆえに勉強が進まない学生が多いように思うが、本クリニックでは、このような悩みを持つ方にお勧めしたい。一つ一つの手続を、現在進行形で視認すれば、イメージが湧かないということは一切なくなるだろうと思う。

報告書（秋学期）

【今年度の活動内容】

今学期は、初めての試みである試行プログラムとして、夏休み期間から11月まで、3名の受講者とともに、継続案件を中心に取り組んだ。各グループが、相談案件、裁判文書等法律文書起案、裁判傍聴を主担当した。

今学期は、公務員の通勤手当請求事件が、第一審に引き続き控訴審でも完全勝訴した一方、継続案件の情報公開請求がいずれも敗訴し、行政訴訟の難しさを実感した。

以下に、主要な活動ごとに、概略と学生の感想を記載する。

1 取り扱った案件の概略

(1) 帰化申請支援案件

春学期の案件の継続案件

(2) 情報公開案件

春学期の案件の継続案件

(3) 公務員の通勤費請求事件

継続案件の控訴審準備書面づくりを行った。本件は第一審、控訴審ともに原告勝訴の判決

を得た貴重な案件となった。

2 学生の感想

(1) 学生の感想その1

私はこれまで行政法や憲法の最高裁判例の事案などを読む上で、当事者の侵害された利益は何か、当事者はどのような主張がしたいのか、ということを経験的に理解しているにとどまっていたのだな、ということを感じました。今回、行政クリニックを通して、現に紛争に巻き込まれた当事者は実際に、どのような気持ちを持ち、どのような苦境に立たされているのかを、当事者側の視点に立って関わっていくことで肌で感じ、机上の空論にとどまらない実務ならではの現実感・緊迫感を感じることができました。このような経験は、普段、基本書等を学ぶことではできない、大変貴重なものであったと思います、機会をいただけたことに感謝しています。

また、行政クリニックに参加することで行政訴訟、特に主観訴訟でさえも国民の権利救済の装置としてだけでなく、行政の運用、やり方を是正・監督する装置としても機能しているのだなと感じることができました。行政側の対応の是非について議論を尽くすことで、行政側の対応に問題提起をし、より国民の権利利益に配慮した運営がなされるようにするという行政事件訴訟の持つ大きな意義を実感することができたと思います。これも大きな収穫であると思います。

さらに、意見書等を書き、先生方やクリニックの他のメンバーという第三者から指導・指摘を受けることによって、私の書いた意見書等の内容のうちどこが読み手側に伝わりにくいのか、それはどうして伝わりにくいのかを理解することができました。また、先生方や他のメンバーが書いた控訴理由書等を見て、先生方や他のメンバーが読み手側に控訴理由書等の内容を伝えるためにどのような言葉や表現手法を用いているのかを知ることができたと思います。

(2) 担当学生の感想その2

様々なことを学ぶことができた。以下では、その中のうち2点を挙げて紹介する。

1 長期間取り組むことによる深い理解

まず、行政クリニックには夏期休業期間中から参加し、情報公開についての裁決取消請求事件についても1か月以上関わったことから、事件を深く理解することができた点が挙げられる。

情報公開についての裁決取消請求事件については9月に原判決の傍聴に伺った際、初めて概要を学んだ。この時点では、書面を閲覧し、先生の話等を伺う等しても、事件の概要を掴むことができなかった。しかし、行政クリニックを通じて、クリニック事務所で実際に依頼人と打ち合わせをする、クリニック事務所に何度か伺い、判決だけでなく準備書面や証拠等を閲覧させていただき控訴理由書を作成するなどして、依頼人が裁決取消請求事件において被告のどの対応に不満を持っているのか、原判決はどの点の解釈のとらえ方が適切で

あると解されるかを理解することができた。

普段のロースクール生活においては、様々な科目の様々な判例を学ぶ必要があり、1つの判例について何時間もかけて理解を深めるといった機会は多くない。しかし、実務においては何ヶ月もかけて依頼人や事件に取り組んでいかなければならないため、日々の勉強でなかなか学ぶことのできないことを行政クリニックで学ぶことができたという点は非常に有意義であった。

2 控訴理由書の修正・指摘による文書作成能力の向上

控訴理由書の主な担当は私であったが、作成した文書については、行政クリニックの時間やメーリングリストを通じて、先生や他受講生から様々な指摘を受け、修正するという経験ができた。例えば、原決定が不服であるとしても、判示事項全てを批判するのではなく、争う部分と争わない部分を明確にすること、冗長に述べず裁判官に伝えたい論理を簡潔に書くこと等の指摘を受けた。加えて、論理の飛躍や語句の統一等、司法試験に向けた答案作成においても気を付けるべき点についても、自身の未熟な点を発見することができた。

控訴理由書作成の他にも、行政クリニックでは法律相談や、他の学生が担当している事件の打ち合わせ参加、他の学生が作成した書面の修正を全員が立会い行う、帰化申請の書類作成等に関わることができた。自身の文章の至らない点を指摘修正されることで学んだ点は先述したが、他の学生の文章を読むことによって、よい点を取り入れる、先生方が指摘した部分を自身の書面作成の際気を付けるなどして学ぶことができた。法律相談では、訴訟による解決に限定されない解決の提案、相談者の話を引き出す姿勢などを先生方や他学生の対応から学ぶことができた。

行政クリニックを通じて、日々の司法試験に向けた勉強に直接役立つ説得的な文章作成について学び、日々の勉強では実感する機会のない、実際の事件に触れることによる将来法学家として働くためのイメージを得ることができた。約2ヶ月という短期間であったが、とても貴重な体験をさせていただいたため、試行プログラム制度は非常に有意義であると感じた。

(3) 担当学生の感想その3

裁判というものには依頼人以外にも相手方がいること、基本書にも書いていないことがあり、自分で論理を組み立てることがあり得ること、法的問題における法規命令と行政規則の違いの重要性、事務処理能力の重要性、行政相手の訴訟を経験することの重要性を学んだ。

臨床法学教育（家事・ジェンダー）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

浅倉 むつ子／岩志 和一郎／岡田 裕子／棚村 政行／松原 正明／緑川 由香

【授業概要】

臨床法学教育（家事・ジェンダー）では、実社会の中での「生きた家族法」を学び、ジェンダーの視点を意識しつつ法律の解釈・事案の把握・相談者や依頼者との対応を行うことを学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とし、学生が、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において、研究者・実務家教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で行う。

その具体的方法としては、(1)法律相談事件の相談を直接担当する方法と、(2)教員が弁護士として受任した事件の法廷等を見学したり書面作成に協力する等の方法がある。

(1)は、法律相談の申込みがあった事件について、予め設定した相談日に相談者に来てもらい、約3-4名ずつに編制されたグループごとに、特定の事件について、複数の弁護士教員の指導の下に大体3-40分事情聴取を行い、その後10-15分学生と教員が回答案について協議し、その後主として学生が教員の指導の下に大体2-30分程度で回答を行うというものである。その回答で相談の目的が達成されれば、当該相談は終了となるが、さらに、相談者本人による調査や資料の取り寄せが必要であったり、あるいは学生・教員側の判例学説の調査などが必要である場合には、継続相談日が設定される。相談前の法律調査等の準備及び事後の問題点の整理と復習が欠かせない。

(2)については、家庭裁判所での調停・審判は非公開であり傍聴が許されていないため、傍聴は訴訟事件の法廷傍聴等に限定される。調停や審判の申立書、訴状・答弁書・準備書面・陳述書、交渉のための内容証明などの起案を学生が行う場合もある。

このほか、(3)調停、法律相談活動のロールプレイ、面会交流の支援活動を実施する場合もある。

事件の種類としては、離婚事件（財産分与、慰謝料、年金分割、親権、養育費、子の引渡し請求、面会交流等を含む）・離婚前の婚姻費用分担請求事件、監護者指定、離婚後の紛争事件（養育費、親権変更、面会交流等）・認知・養子縁組等親子関係事件・遺産分割・遺言等相続関係事件が多い。

中間カンファレンスは家事ジェンダークリニックのメンバーのみで行い、互いに、事件の報告を行い、法律上・事実上の問題点について議論し、学習したことを共有する。日によって、相談案件の有無や数が異なるので、適宜、相談事件の復習や予習を行う。

最終カンファレンスは、民事・行政クリニックの履修生と一緒にいきなり経験交流をする。

【授業の到達目標】

生きた家族法・ジェンダー視座を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する。

【授業計画】

実際の相談依頼の人数・相談内容に応じて、相談体制を組みあわせていくので、常に臨機応変に対応するものとする。

【教科書】

特になし。

【参考文献】

和田仁孝ほか『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社

秋武憲一『離婚調停』日本加除出版

片岡武・菅野真一『遺産分割・遺留分の実務』日本加除出版

梶村太市・岩志和一郎・大塚正之・棚村政行・榊原富士子『家族法実務講義』有斐閣
家族法授業で使用している各自の教科書

【備考・関連URL】

<講義実施スケジュール>

表記上、通年で実施する科目とされていますが、実際の講義実施スケジュールは、春学期かまたは秋学期のみであったり、取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ、毎週ではなく不定期であったりするなど、各科目ごとに柔軟に設定することとされています。また、原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが、受講生の応募状況によっては、秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

「家族法特殊講義」の履修が望まれる。

<受講者への要望>

家族の問題について関心をもつ学生の皆さんの積極的参加を望む。

将来、家事事件を得意とする弁護士・裁判官として活躍できる者が多く育つことを期待する。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

受講学生5名（男子1名，女子4名），教員4名（岩志・浅倉・岡田・松原）で授業を実施し，7件の家事相談事案を扱った。相談内容は相続関係事件，離婚事件，男女関係解消事件など多岐にわたったが，受講学生は，2～3人の班に分かれて役割分担をしつつ，短期間に丹念な準備を重ねて当事者との面接に望んだ。そして，面接においては，当事者が真に希望するところ，あるいは，事案の解明に必要な点であるにもかかわらず，当事者が積極的に持ち出さない事柄についても，丁寧な対応によって聞き出すなどして，的確なアドバイスをすることができた。そのため，当事者からは，クリニックの相談を受けてよかったとの感謝の言葉を頂くことができた。

相談事案以外では，東京家裁の調停委員を数名お招きして，受講生と意見交換をし，調停現場のご苦労や現在調停のあり方と問題点などについての貴重なお話をうかがった。また，臨床心理士を招いて，特異な性格の当事者の役割を演じて頂き，模擬法律相談を行い，その後，相談者の立場から見た模擬相談の問題点を指摘して頂き，相談担当者からは気づかない種々の貴重なアドバイスを受けた。また，教員による臨床技法や相続法改正についての講義も実施された。

そして，最終カンファレンスを実施して，秋学期の授業の総括をした。

2 受講生より

本クリニックを受講したことにより，相談者とのコミュニケーションの機会を得たことで，家事事件を扱う法律家として必要な素養を学ぶことができた。法律問題に関わる相談内容を検討するだけでなく，相談者が実際に話している内容や表情を注視し，相談者が抱える本質的な悩みを理解する姿勢こそが，相談者の問題解決のための礎となるということを学んだ。

また，調停委員や臨床心理士との交流を通して，弁護士や裁判官とは異なる視点から当事者へのアプローチがなされていることを知り，法律家は，依頼者のためにも，さまざまな見識ある方々との対話の姿勢を常に持ち続けることが必要であると感じた。

一方で，一部の法律相談については，事前の相談内容及び事実関係から何が問題なのかを見抜くことができず，普段の学習姿勢や常識を問われた場面もあった。司法試験に合格するための知識という視座ではなく，法律家として求められる知識・常識を養うという視座から，法科大学院での勉学により一層励む必要性を感じた。

臨床法学教育（刑事）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

河津 博史／笹井 武人／清水 保彦／宮村 啓太

【授業概要】

この科目では、現実の刑事事件を受任し、弁護士資格を有する教員とともに、刑事弁護人としての職務を遂行する。現実の事件を担当することで、刑事関係法令や刑事法理論が現実の事件にどのように適用されているか、法律家の役割はどのようなものか、身体拘束を受けている被疑者・被告人がどのような状況にあるか、また関係諸機関はどのように機能しているか等を学ぶ。また現実の依頼者のために活動することで、弁護士としての倫理、専門職責任などについても学ぶ。

春学期班と秋学期班（各 16 名まで）を募集するが、特に捜査弁護は集中した弁護活動が要求されるため、春学期科班は夏季休暇中に、秋学期科班は春季休暇中に開講する。

【授業の到達目標】

現実の事件処理をとおして、刑事弁護の仕組み、刑事弁護人の心構え・倫理などを基本的に理解し、併せて刑事弁護の重要性を肌で体験することを目標とする。

【授業計画】

学生が関与する刑事事件の段階としては、捜査弁護、公判弁護がある。捜査弁護事件は、弁護士会が実施している当番弁護制度を利用し、同弁護士の派遣要請を受けて行う。公判弁護は、原則として国選弁護制度を利用して行う。

学生が担当する職務は、依頼者との接見、事実調査、関係者との面談、書類作成、各種申立、尋問準備、弁論準備など、法令が許容する範囲で、可能な限り、弁護士と同様の職務を、学生が主体的に弁護士と同様の責任を持って行ってもらう。

具体的にはオリエンテーション・模擬接見のあと、当番弁護事件の配転を受けて出勤し弁護活動を開始するが、その具体的内容は各班ごとに指導の教員と参加学生が協議して決定する。終了後は全部の班が参加して中間報告会を行い、最後に各参加学生が報告書を作成・提出する。

【教科書】

特になし。

【参考文献】

特になし。

【備考・関連URL】

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

<受講者への要望>

特になし。



刑事クリニックA班

報告書（春学期）

1 担当教員より

窃盗被疑事件で通常逮捕された被疑者より依頼を受け、受任した。被疑事実は、ドラッグストアで高額の医薬品を2回にわたって窃取したというものであり、依頼者は被疑事実を認めつつ早期釈放を希望していたことから、不起訴処分と身体拘束からの解放を目標として被害弁償や義兄との関係調整等の活動を行った。勾留延長に対する準抗告が一部認容されて勾留延長期間が5日間に短縮されたが、検察官は期間内に起訴処分とした。起訴後、保釈が認められて被疑者は釈放された。事件は継続している。

2 受講生より

今回刑事クリニックを通じて学んだことは主に次の3点である。

まず、1点目は、常に最終的な目標を意識しながら弁護活動を進めることの重要性である。

今回、勾留延長の決定に対し、我々は準抗告の申し立てを行い、それが一部認容されるという結果を出すことができた。その反面、検察官の公判請求についての判断も同時に早まることになった。これにより、公判請求に向けて情状資料を集めようとしていた我々の予定も早めざるを得なくなり、慌ただしくなってしまった。

本件では結果的に、勾留期間が短縮されたことにより、当初の勾留期間で進行していた場合よりも早い段階で、依頼者を身体拘束から解放することができた。しかし、事案によっては、準抗告が認められたがゆえに、不起訴に向けた情状資料の収集および検察官への働きかけが不十分となり、不起訴になっていたはずの事件が起訴されてしまう事態が生じる恐れ

があると感じた。依頼者の真の利益を守るためには、最終的な目標は何かを見極めて活動しなければ、かえって不利益になってしまう恐れがあることを学んだ。

2点目は、事実と証拠の重要性である。

弁護人が入手できる情報は限られている。少ない情報に基づき、依頼者の利益となる主張を組み立てることの難しさを実感した。そして、事実は、多様な意義をもつ場合が多く、依頼者に有利な面ばかり強調しても、検察官や裁判官には響かない。また、どれほど依頼者に有利だと思っても、証拠によって証明できなければ意味をなさない。その事実がどういう意味をもつのか、それを適確に補強する証拠はあるのか、それらの点には丁寧な検討が必要であることを学んだ。

そして3点目は、条文を確認することの重要性である。

我々は、刑事訴訟法や刑事訴訟規則の条文を逐一確認し、条解やコンメンタールを用いて、判例上、実務上の解釈・運用を徹底して調べた。特に、現在行われている手続きの根拠条文を確認した後は、次に予定される手続きの根拠条文を確認するように心がけた。

「次に取り組むべき弁護活動は何か」を考えるためには、条文に沿って、手続きの流れを意識しながら事件に向き合うことが非常に重要であると感じた。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

覚せい剤自己使用の嫌疑を受けて逮捕された依頼者の弁護活動を受任した。依頼者は、逮捕された当初から覚せい剤を使用したことを認めており、勾留満期に起訴された。受任直後から、職務質問を受けてから尿を提出するに至るまでの経過を依頼者から詳細に聴取し、捜査手続に違法がないかの検討を重ねたが、裁判例を検討した結果、公判において捜査手続に違法があるとの主張はせず、公訴事実を認めた上で一部執行猶予制度の適用を求める防御方針で公判に臨むこととなった。

今後、一部執行猶予制度の適用を求めるにあたっての主張立証の内容について、さらに検討を進めていく予定である。

2 受講生より

感想として、まず実務感覚を体感できた面白さがあげられる。事件の配転を受けたときから、遅くとも72時間以内には勾留が始まってしまう恐れがあるので、それまでにやらなければならないことは何かを非常に考えさせられた。また、初めての接見は非常に緊張をしてくまく質問ができなかったりもしたが、どのようにしたらうまく事実の聞き取りができるか班員で頭を悩ませたこともあった。実際に職務質問を受けた現場などに現地調査をしに行つて初めてわかることがあったりと、足を動かすことの大切さも学べた。

二つ目は、授業と実務の違いの発見である。授業では少し触れる程度であった情状や量刑の考慮要素を深く検討したり、昨年から施行された一部執行猶予の制度について、まだ

先例も少ない中でその適用可能性を検討するなど、刑法の最先端を学ぶことができたことはいい経験であった。このように、司法試験では直接には問われていないことが、実務では非常に大切だということを身をもって体感することができ、とても有意義な活動であった。

刑事クリニックB班

報告書（春学期）

1 担当教員より

遊園地の入場口付近において、警備員に対して顔面を殴打するなどの暴行を加えて傷害を負わせたとされる傷害被疑事件を受任した。

家族との面談結果などを踏まえて、勾留を回避するために意見書の提出及び準抗告の申立てを行ったが、勾留の裁判がなされ、準抗告も棄却された。その後は、被害者及びその勤務先との間で和解交渉を行って和解契約を成立させ、検察官に不起訴処分を求める意見書を提出したが、公訴提起された。今後、引き続き公判に向けた防御準備活動を行っていく予定である。

2 受講生より

私たちは、書面作成を通じて多くを悩み、学びました。学んだこと具体例として、説得的な書面の作成方法が挙げられます。検察官や裁判官に提出する書面は、お願いを聞いてもらうためのものではありません。弁護人の見解を理解し、納得してもらうものです。そのため、説得的な論の構築方法や、相手を説得する技術を学びました。同時に、それを文章化するということの難しさを痛感しました。

私たちは、公訴提起前の活動として、書面作成をはじめ、普段の学習では学べないことを多く経験しました。ただ言われたことをしてきたわけではありません。自らが主体となって活動しました。必要な弁護活動を悩み、検察官や裁判官を説得することに尽力しました。普段勉強している中で、一つの事件にこれだけ集中して取り組むことはありません。主体となって真剣に取り組んだことで、多くのことに悩み、学ぶことができました。このような態度で臨んだからこそ、今回の刑事クリニックを非常に有意義な経験とすることができたと自負しております。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

(1) 事案の概要

B班に配点された事件は、東京都迷惑防止条例違反（痴漢行為）被疑事件であり、被疑者は50歳代の会社員男性であった。被疑者は事件当日出勤のため都内の地下鉄に乗車

し満員状態の中で被害女性の背後に立っていたところ、下に下ろしていた右手が被害女性の臀部に触れ、直後に被害女性から腕を掴まれて最寄り駅で降車させられ、被害女性から駅員に痴漢被害を申告された結果、警察官に現行犯逮捕されたというものであった。逮捕当日の午後3時ころから警察署において接見を行い事情を聴取したところ、被疑者は電車の中がすし詰め状態のため周囲から押されて偶然右手が被害女性の臀部付近に押されたものであり、意図的に触ったことはなく、弁解録取書や員面調書も同旨とのことであった。ただし、7年前に同様の事案で罰金刑に処せられた前科があるが、その前科は勤務先には知られていないとのことであった。その他の身上関係としては、家族として妻と子2人（大学生と高校生）があり自宅（自己所有・ローンあり）で同居しているとのことであった。また逮捕直前に勤務先に駅でのトラブルで欠勤せざるをえない旨の電話連絡はしたが、上司にどのように伝わっているか不安とのことだった。

(2) 弁護方針

上記接見の際、被疑者からは被疑事実は否認するものの被害女性には謝罪して被害届を取下げてもらおうよう示談交渉を行ってほしい旨の強い要望があった。そこで弁護方針としては、否認事件ではあるが被疑者には住居があつて定職についており、その職を捨てて逃亡することは想定し難いこと、被疑者の右手が被害者の臀部に触れたとの客観的事実は争わないこと、そのことを前提として被害者と早期に示談する意思があること等から、勾留の理由・必要がない旨主張して検察官に勾留請求をしないように求め、また、勾留請求がされた場合には却下を求めることとした。また、争点となる故意の有無については前科との関係で自白強要の虞もあることから、被疑者に対して、今後捜査官の取調には応じてもよいが供述調書の作成（署名押印）は拒否するようアドバイスを行った。

(3) 弁護活動

事件当時の被疑者の行動については、被疑者の弁解の裏付として学生が事件発生と同時刻ころに当該地下鉄の同一車両に乗車し、被疑者の言うような「すし詰め状態」である状況を見分し、これを報告書にまとめてもらった。また、妻及び勤務先の上司に連絡し、翌日身元引受書を作成してもらうとともに検察官に対する意見書を作成した。また、検察官から被害者の連絡先を教示されその際に被害者も早期示談を希望している旨聞いたところからただちに被害者と連絡をとり翌日教員が面談して示談交渉を行うこととした。なお、この経過を被疑者に伝えるために教員が接見した際に、被疑者から「実は意図的にさわったというのが本当なので、今後の取調べの際にそのように認めた方がよいか。」と質問された。これに対しては、次の取調べは明日の勾留質問になるが、その際裁判官には捜査機関に話したとおり、と答えるようアドバイスした。

他方、勾留担当裁判官に対しては、勾留請求却下を求める意見書、身元引受書、上記報告書、被害者と電話で交渉した際の報告書（示談成立が確実である旨）、被疑者の妻から示談金相当額を弁護人が預かった預り書等を提出した。この結果勾留請求は却下と

なり被疑者は釈放された。また、同日夕刻に被害者と示談が成立し被害届の取下げも行われた。なお、この示談交渉の際に被害者は「いままでたびたび痴漢被害に遭ってきたが犯人を捕まえたのは今回が初めてだった。犯人の手は偶然触れたなどという動きではなく明らかに意図的に触っていた。犯人の手が尻の谷間にまで侵入してきたので耐え切れずその手を掴んで駅のホームに降りてもらい、その場で犯人に『痴漢しましたね』と言ったところ犯人は否定せず、駅員室まで素直に同行した。」と述べた。

他方、被疑者は、釈放後も健康上の問題や家庭内での信用失墜、将来への不安等から精神的に不安定となっていたようであるが、約1週間の休養後に職場に復帰し、その約2週間後に不起訴処分となった。

(4) 教員の所感

本件は痴漢の否認事件であるが、弁護活動の途中で被疑者が自発的に弁護人に自白したというケースであった。このようなケースにおける弁護人の真実義務と誠実義務の関係については法曹倫理などの科目で教わるが、実際の事件で現実に遭遇することは稀であると言ってよいと思う。学生諸君は、こうした問題を実際の刑事手続の中で経験できたこと、また、現実の人間が身柄拘束を受けて身の回りのさまざまな苦悩や葛藤を背負って呻吟するという心理を垣間見ることができたことにより、単なる手続の学修にとどまらない大きな収穫を得ることができたと思う。

2 受講生より

- (1) 机上の学習では実感が得られていなかった手続の流れを俯瞰できた。刑事訴訟法の講義で学んだ勾留請求や伝聞例外の要件の充足がどのような場面で問題となり意義を持つのかを実感できた。条文と判例の知識だけでは想像も及ばない発見がたくさんあった。
- (2) 依頼者らから事情を聴取する作業が新鮮であり、やりがいを感じた。また事件の見立てを考えながら弁護活動を進める手探りの感覚が面白いと感じた。さらに依頼者のご家族の話の聞いたり、身柄解放の場面に立ち会うなかで、刑事弁護人のやりがいを十二分に体感することができた。
- (3) 刑事弁護人の立場や役割、刑事弁護における正義、刑事訴訟手続における「真実」とは何か、といった根本的な問題について考え直す機会を得られた。こうした問題については今後も引き続いて考えていきたい。

刑事クリニックC班

報告書（春学期）

1 担当教員より

(1) 事案の概要

C班に配点された事件は、傷害被疑事件であり、被疑者は20歳代の会社員男性であった。被疑者は事件当日、都内で深夜まで会社関係者らと飲酒し、午前3時すぎころ酩酊状態で乗車したタクシーから自宅近くで降車する際に、料金をめぐるトラブルから運転手に暴行を加えその顔面、両肘、腰部等に全治2週間の傷害を負わせた。逮捕当日の午後2時ころから警察署において接見を行い事情を聴取したところ、被疑者は飲酒酩酊により被疑事実についての具体的記憶がほとんどなく、タクシー料金を支払ったかどうか不明とのことであった。また被疑者から聴取した身上関係は、少年時代の補導歴を除き前科前歴はなく、独身で現場近くのマンションに居住していること、遠方に両親と長兄がおり、首都圏に次兄がいること、現在の勤務先には5年半前から勤務していること、結婚前提で交際中の女性がいること等であった。

(2) 弁護方針

弁護方針としては、被疑者には住居があつて定職についており、その職を捨てて逃亡することは想定し難いこと、被疑事実については具体的な記憶に乏しいものの、タクシーには車載カメラが搭載されていることが一般的であるので事件当時の映像が記録されていると思われること等から、勾留の理由・必要がない旨主張して検察官に勾留請求をしないように求め、また勾留請求がされた場合には却下を求めることとした。

(3) 弁護活動

事件前後の被疑者の行動については本人の記憶が曖昧なため、同日、学生が事件発生と同時に被疑者がタクシーに乗車した現場付近及び降車したと思われる場所（暴行の現場）付近に赴き、その見分結果を報告書にまとめた。また上記次兄及び勤務先の上司、交際相手の女性に連絡し、翌日身元引受書を作成してもらうとともに検察官に対する意見書を作成した。

しかしながら検察官は同日勾留請求を行い、裁判官も勾留を決定したことからただちに準抗告申立を行うこととし、この決定の翌日に準抗告申立を行ったところ、同日裁判所はこれを認容し、裁判官のした勾留決定を取り消して検察官の勾留請求を却下する旨を決定し、被疑者の釈放に至った。この直後に被疑者が別の弁護人を選任したため、当職らは辞任するに至った（後日本人から不起訴処分となった旨の報告を受けた。）。

(4) 教員の所感

事件についての被疑者の記憶が曖昧なため、タクシー料金の支払いを免れる目的で暴行に至ったという強盗致傷罪の成立の可能性も否定できず、したがって被疑者の取調べの際にそのような趣旨の供述調書が作成される危険があり、またこの種の事案では一般にタクシー会社・運転手ともに厳罰を望み示談成立まで難航することが多いこと等から困難な事案に発展することも予測される事件であった。

しかしながら迅速な活動の結果、ほぼ最良の成果を獲得することができた。特に直後に現場を見分した学生の報告書で被疑者がタクシーに乗車した場所付近では深夜にもかかわらず多数のタクシーが客待ちをしており、かりに被疑者が現場を再訪しても被害タ

クシーを特定するのは困難という状況を明らかにできたことは、罪証隠滅のおそれの程度が低いことを示す資料として有効であった。

2 受講生より

- (1) 迅速な活動の重要性を実感した。依頼人のために最善を尽くすには、短い時間で情報をまとめ、効果的な書面を作成するための事務処理能力と、効果的な行動をするための体力がとても必要であると思った。
- (2) 刑事事件の接見では初対面の相手から必要な話をこちらから聞きだしていかななくてはならないため、聴取能力・コミュニケーション能力も重要であると感じた。人から話を聞きだすことがいかに難しいか分かった。
- (3) どの場面でも、基本的知識の重要性を感じた。依頼者らから必要な内容を聞き出すについても勾留要件等の基礎的知識を確実に身につけていることが必要であることを痛感した。
- (4) 弁護人の役割の重要性を実感した。普通の社会人が身柄拘束を受けているという現実を見て、弁護人は依頼者に寄り添い、依頼者の心情を理解し、早期釈放に向けて最善を尽くさなければならないと感じた。
- (5) 準抗告が通る可能性は低いと考えていたが、望外の喜ばしい結果に終わり、大きな達成感を得ることができた。現地調査で事件現場まで足を運び、現場報告書を作成したことも達成感があって今後の自信にも繋がった。
- (6) 5日間で活動が終わってしまいましたが、短い間に上記のような各点について学ぶことができ、とても濃い時間を過ごすことができました。今回の事件を通して学んだことを忘れずに今後の勉強に役立て、今回指導してくださった先生方のような法律家を目指したいと思います。

臨床法学教育（労働）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

嶋田 哲郎／嶋田 陽一

【授業概要】

臨床法学教育（労働）では、実社会の生の素材を利用することで、学生が実社会の中で「生きた法」を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とする。

学生は、大学附属公益法律事務所において、弁護士教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で履修を行う。

労働事件に関与する法律実務家には、労働法規のほか判例法理や労使関係の実情等の知見を含む専門性が必要とされる。また、労働訴訟においては使用者に証拠が偏在していることが多く、法律実務家が労働者の代理人弁護士となる場合には、事実調査や立証・尋問技術等において特段の努力や技量が必要とされることもあり、また、経済的弱者である労働者のニーズに応えるために公益的観点から受任することも必要とされる。

このような特色を有する労働事件に関与する法律実務家を養成するために、労働クリニックは、学生に実際に発生した労使紛争の実情に接し労使紛争解決手続に関与させることにより、労働事件における専門性を習得していく契機と基礎的素養を提供するものである。

【授業の到達目標】

労働法の実際の適用場面を体験することにより、実務的な思考能力を体験する。現実の雇用関係の中で生じているトラブルを聞き、それが具体的にどのような法律問題であるかを明らかにする能力を身につける。

【授業計画】

労働クリニックは、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの法律事務所において行われる。

学生が履修する基本的内容は次のとおりである。

(1) 法律相談

学生は、弁護士教員の指導・監督のもとに、労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取し、法的アドバイスを行う。相談票や相談報告書を作成し、教員に提出する。

(2) 受任事件への関与

学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切・可能と判断される相談案件は、指導担当教員が事件として受任する。受任する事件は、労働者を依頼者と

する事件に限定する。学生は、指導担当教員が受任した事件について、指導担当教員の指導のもとに、事実調査及び法的分析を行い、交渉事件については通知書や合意書の案を作成し、訴訟事件については訴状・準備書面など各種書面の起案、依頼者との打ち合わせ、弁論期日の傍聴などを行う。

(3) 事例検討・研究会

学生は、指導担当教員の個別指導のほか、相談案件・受任関与事件等についての事例検討や討議を行う。

【教科書】

指定なし。

【参考文献】

労働相談の手引きとして参考となるものに『労働相談実践マニュアル』がある。クリニックには、その他の参考文献が整備されている。

【備考・関連URL】

<講義実施スケジュール>

表記上、通年で実施する科目とされていますが、実際の講義実施スケジュールは、春学期かまたは秋学期のみであったり、取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ、毎週ではなく不定期であったりするなど、各科目ごとに柔軟に設定することとされています。また、原則として春学期開始時に履修登録することになっていますが、受講生の応募状況によっては、秋学期開始前に追加応募を受け付けることもあります。詳細は、臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか、または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

労働法 I、II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。

<他の授業との関連>

労働法 I、II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。

<受講者への要望>

特になし。

<その他>

評価は合否となる。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

2016年秋学期においては、①「3年+2年」という有期契約で就労していたキャビン・アテンダントの契約3年めでの雇い止め事件（労働審判を申立、傍聴。なお、この案件では、労働審判期日後も再度当事者に来てもらい、期日での状況、感じたことなども話してもらった）、②大手住宅メーカーの建材を専用に運搬する運送会社のドライバーの未払残業代等請求事件（本訴提訴）、③運輸会社ドライバーの組合結成に対する不当労働行為、④協定なき親睦会費の控除事件（都労委の調査期日の傍聴ができた）、④服飾デザイナー関連会社で従業員から業務嘱託に変更をしたデザイナーの事件などを扱った。

2 受講生より

労働クリニックにおいては、服飾デザインに関する業務委託契約にかかる法律相談について主として検討した。

社会における「仕事」には様々な形があり、それに従事する労働者が抱える悩みや不安も多種多様である。通常の講義において学ぶ「労働法」からは、人々がどのような形で仕事をするのか、具体的には見えてこない。しかし、クリニックの法律相談を通じて実際の紛争事案に触れてみると、人々が現実で行う仕事の内容は、必ずしも法的に把握しやすい契約や就業規則のみによって構成されているのではなく、人間関係や仕事への考え方、社会的な役割といった種々の要素で成り立っていることが分かった。特に私が主体的に取り組んだ事案は創造的で専門性の高い業務にかかるものであり、相談者はそもそもどのような仕事をしているのか、その中でどのような紛争が生じ、何が解決策として適切なのかを把握することが求められた。

学生としては、日々の学習を通じて、専ら法解釈や適用といった点に気をとられがちである。しかし上述したような具体的な法律相談に立ち会い、私たちが目指すべき法曹として求められる能力は、単なる法律知識のみならず、人々の具体的な仕事の中身を理解し、その悩みに寄り添い、適切に紛争解決をすることにあると痛感した。その意味で、本クリニックでの法律相談を通じた学習は、法曹を目指す学生にとって理論と実務の架橋となるものであり、大変有意義であったと思う。

臨床法学教育（障害法）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

池原 毅和／大石 剛一郎／菊池 馨実／黒寄 隆

【授業概要】

2007年5月、国連で障害者権利条約が発効し、わが国も2014年に批准した。2016年4月には、障害者差別解消法が施行される。このように、障害をもつ人を取り巻く法制度が大きく変革されつつある現況にあつて、障害をもつ人の多くは、依然として社会的マイノリティーとして留め置かれ、福祉サービス、雇用、教育、交通・通信手段その他の面で厳しい状況におかれている。こうした中で、障害法（Disability Law）という法分野が存在し、この分野に特化した活動を行っている実務法曹が一定数存在するアメリカと同様、わが国でも、法曹人口の増加、法化社会の進展なども相まって、障害をもつ人の権利保障に関心を寄せる実務法曹を育成することが求められるであろうとの認識の下、この分野の体系的な知識を実務との接点をもちながら習得する機会を提供する。わが国の法科大学院で他に例をみない障害法をめぐる本格的なプログラムである。

【授業の到達目標】

障害をもつ人を取り巻く法制度と法律問題の基本的概略を理解する。その際、単なる座学の講義にとどまらず、クリニックとしての位置づけを存分に活用し、現場での活動を織り込むことにより、障害をもつ人が置かれた現状を実地に把握する。このため、受講生は、実務家教員が企画するフィールドワーク（施設・病院訪問、法律相談など）の機会のうち、自ら関心ある活動に参加することを求められる。

【授業計画】

障害法の総論に関わる部分（障害とは何か、憲法的基礎、障害者権利条約、最近の障害者施策の動向など）につき、コーディネーターでもある菊池が2回程度の講義を担当する。またアメリカ障害法に詳しい池原が、アメリカのデュール・プロセス論を中心とした先進的な判例理論や実務家の活動を参考にしながら、日本への実践的な活動への適用可能性につき、1回程度の講義を担当する。

各論については、障害が非常に多岐にわたることから、各実務家教員の専門に照らして、精神障害（池原）、知的・発達障害（大石）、身体障害（黒寄）の分野ごとに、それぞれ3ないし4回程度の講義を担当する。その際、雇用・福祉・教育・権利擁護・刑事手続といった幾つかの共通テーマを設け、各障害の特殊性・固有性を浮き彫りにするよう努めるとともに、各教員が手がけた訴訟ないし相談事例などを用いて、臨床的技術の修得を図る。

講義と相前後して、受講生は、各自の関心分野を中心に、実務家教員が各法律事務所で手がけている法律相談等の中から、本プログラムにふさわしいものについて、当該教員の監督の下で、資料等を参照しながら法実務の実態を学ぶ。時期的な調整が付けば、弁護士会議への参加、成年後見実務への関わりの機会なども提供する。このほか、障害法を学ぶにあたっては、当事者たる障害をもつ人の実像や生活に対する理解が不可欠であることから、施設見学（知的障害者が共同生活を営むグループホーム訪問や、精神病院見学など）や、当事者の立場になっての体験（車椅子での移動によるバリアフリー体験など）といった機会を設ける。受講者はこれらの活動のうち、自ら関心あるものに参加してもらいたい。

【教科書】

特定の教科書は用いず、各教員が配布する資料による。

【参考文献】

授業の際、その都度指示する。

【備考・関連URL】

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

<受講者への要望>

障害をもつ人を取り巻く施策や諸問題に関心を寄せる学生の参加を歓迎する。通常の弁護士等の業務の中で、障害をもつクライアントなどに関わる場面も少なくないと思われ、その意味で将来、障害法に本格的に携わることにならないとしても、本クリニックの受講は有意義であろう。

報告書（春学期）

1 担当教員より

研究者教員である菊池が、総論的に障害をもつ人びとを取り巻く日本の法状況につき、概説を行った後、実務家教員である池原・黒寄が、とりわけ精神障害（池原）と身体障害（黒寄）の分野を中心に、自身が手がけた裁判例など実例を織り交ぜながら講義を行った。また池原からは、知的障害・発達障害の分野に関わる問題についても解説を行った。さらに、障害をもつ児童を取り巻く諸問題につき、この分野で活躍している杉浦ひとみ弁護士をゲストとしてお迎えし、実例を交えた講演を行っていただいた。

こうした座学による障害法の習得だけでなく、学生の興味関心に応じて、精神病院への訪

問など、キャンパスを離れた実地の経験についても、行うよう務めた。

臨床法学教育科目の受講生が減少する中であって、昨年度 1 名であった受講生が 4 名に増えたことは、嬉しい誤算であった。障害法を学ぶことは、単に障害をもつ人びとの権利擁護・権利保障に関心を寄せる者に限らず、実務法曹になろうとする者一般において、様々なクライアントに出会うにあたり、きわめて有益な視座を提供してくれる。課題としては、平日の課外活動の日程が、学生の授業との関係でなかなか取れないことにある。この点については、来年度以降、夏休み期間等をさらに活用するなど、工夫に努めたい。

2 受講生より

現在は早稲田大学法務研究科 3 年ですが、今まで障害法について学ぶ機会がなかったことで本講義を受講できたことは貴重な経験となりました。講義では、3 人の先生方がそれぞれ異なる観点から障害法について講義をしてくださったので勉強になりました。また、ゲストの先生の話も興味深いものでした。ロースクールでは、いわゆる法律の勉強をする科目はたくさんありますが、本講義では普段の勉強では考えることはない最終的な正解は分からないような難しい障害に関する問題について考えることもありました。障害法はもちろん司法試験受験科目ではありませんが、法曹を目指す上で障害法を勉強しその周辺問題を含めさまざまなことを深く考えるだけでも有意義なことだと感じました。また、本講義の受講人数は 4 人でしたが、来年はもっとたくさんの人達が受講すると良いなと思いました。4 人とも私をはじめ障害法にもともと興味をもっていたのですが、少しでも興味のある人はもちろんのこと今まで障害法などあまり興味がなかった人も本講義を受講する意義は大きいと思います。事前の知識はほとんどなくても先生方が優しく丁寧に講義をしてくださるので、なにも不安なことはいずれです。本講義で学んだことを少しでも将来に生かしていきたいです。大変お世話になりました。半期でしたが本当にありがとうございました。

臨床法学教育（商事）Ⅰ・ⅡA－B

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

Ⅰ・ⅡA：尾崎 安央／松本 真輔

ⅡB：奥山 健志／黒沼 悦郎

【授業概要】

〈尾崎・松本クラス〉

本クリニックは、企業法務の弁護士が行うM&A、会社訴訟、法律相談等の具体的な作業内容について、まず講師からそれらについて実務的な観点から解説する講義を行った上で、具体的な事例（基本的には仮想事例を想定しているが、適切な事例があれば、実際の事例を取り扱う可能性もある）に基づき、受講者にその基本的な作業を実際に体験してもらい、それに対して適宜講師よりコメント・指導等を行う形式で実施する。M&Aの契約交渉、会社訴訟の訴状・答弁書の作成に関しては、受講者を2つのチームに分け、チーム対抗で行うなど、チームでの共同作業も体験してもらう予定である。大学の講義・演習では、特定の法律しか問題にならない事例を取り扱うことが多いと思われるが、企業法の実務では、会社法に限らず、金融商品取引法、独占禁止法、労働法、租税法等の関連法令、取引所規則等、企業関係の複数の法令等が同時に問題となることも多く、本クリニックでは、そのような複数の法令等（その中には受講者が未修の法令等も含まれる可能性がある）を調査・考慮することが必要になるような作業も体験してもらう予定である。

〈奥山・黒沼クラス〉

本商事クリニックでは、企業法務の現場において取り扱っているM&A等の契約実務、商事紛争、ストック・オプション等のインセンティブプランの設計、社内規程の設計等の企業法務の基本的な流れを理解、体験してもらうことを目的としている。本商事クリニックでは、生の事件を直接取り扱うことは予定していないが（適切な事案があれば、取り扱う可能性もある。）、生の事件に題材を得た仮想事案等を用いて、企業法務の現場を体感してもらいたいと考えている。

【授業の到達目標】

〈尾崎・松本クラス〉

会社法をはじめとする企業法について実務的な理解（企業法の条文・ルールが実務においてどのように適用・使用されているのか等の理解）を得るとともに、実務に必要なヒアリング・質問能力、法律調査能力、文書作成能力、プレゼンテーション能力、交渉能力等を習得してもらうことを目標とする。

《奥山・黒沼クラス》

企業法務の現場で行われている作業を、その背景、理由等も含めて理解、体験することにより、実務家として対応できるリサーチ能力・メモランダム作成能力を身に付ける。

基本科目以外の未習の法律に対応する力を身につける。

【授業計画】

《尾崎・松本クラス》

第1回 インTRODakション ※チーム分けも第1回の授業で行う予定のため、受講希望者はできるだけ第1回の授業に出席することが望ましい。ただし、第1回の授業への出席を受講の条件とまではしない。

第2回 M&Aのプランニングに関する講義

第3回 組織再編に係るスケジュールの作成等

第4回 M&Aの法務デュー・ディリジェンス（「法務DD」）に関する講義

第5回 法務DDに係る資料請求リストの作成等

第6回 M&A契約に関する講義～前提条件、表明保証、誓約、補償等

第7回 M&A契約の作成

第8回 M&A契約に対するコメント

第9回・第10回 M&Aの契約交渉

第11回 会社訴訟の実務に関する講義

第12回 訴状の作成

第13回 答弁書の作成

第14回 企業法務に関する法律相談・メモランダムに関する講義

第15回 メモランダムの作成

上記は一応の予定であり、学生の希望や状況に応じて変更される可能性がある。

なお、一部授業の実施を講師（松本）が所属する中村・角田・松本法律事務所（大手町）で行う可能性があり、その場合、日程等は受講生の都合を踏まえて決定する。

《奥山・黒沼クラス》

仮想事案を使ったM&Aに関連する契約書の作成・検討、契約交渉におけるドラフトへのコメントの出し方、法令調査・メモランダムの作成、仮想事案を使った商事紛争事案への対応の検討、各種法律相談等の実務を理解、体験してもらうとともに、リサーチ・メモランダムの作成方法等について指導を行う。なお、M&A契約の交渉等に際しては、受講者を2つのチームに分けて、チームでの作業を行ってもらうことも予定している。

現時点で想定している具体的テーマは以下のとおりであるが、授業の進捗や学生の要望に合わせて随時変更することがある。

- ・ M&Aに関するスキーム、プランニングの検討
- ・ M&Aに関連する契約書の作成、検討
- ・ 契約書に対するコメントの出し方
- ・ 法務デュー・ディリジェンスの実務
- ・ 判例・文献のリサーチ、メモランダム作成
- ・ M&A契約に関する契約交渉
- ・ 開示資料の作成、検討
- ・ 商事紛争事案への対応（ヒアリング、書面作成）
- ・ 社内規程（定款、取締役会規程等）の作成・改定に関する法律相談
- ・ ストック・オプション発行要項の検討

なお、一部の授業を実務家教員（奥山）が所属する、森・濱田松本法律事務所で開催する可能性があり、その場合、日程等は受講生の都合を踏まえて決定する。

【教科書】

《尾崎・松本クラス》

特になし。

《奥山・黒沼クラス》

指定なし。授業中に適宜配布あるいは指示する。

【参考文献】

《尾崎・松本クラス》

江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』（有斐閣、2015年）のほか、必要に応じて授業時に紹介する。

《奥山・黒沼クラス》

江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』（有斐閣、2015年）

【備考・関連URL】

《尾崎・松本クラス》

＜受講要件等＞

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

I・II Aはほぼ同内容であるため、双方の受講は不可とする。受講要件ではないが、会社法I・IIを履修済みであるか履修中であることが望ましい。

また、授業の運営上、定員は原則として14名以内とし、受講希望者が定員を上回る場合は抽選により選抜することがある。

<受講者への要望>

企業法務に関心のある学生の積極的な参加を希望する。

《奥山・黒沼クラス》

<受講要件等>

「法曹倫理」の単位を修得済み、または並行履修していることを受講要件とする。

*なお、並行履修の場合は、「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。

<受講者への要望>

企業法務に対する興味、意欲のある学生の参加を歓迎する。また、企業法務の実務では、未知の法令の調査、最新の法改正の動向の調査が必要となる場合もあるため、そのような対応力を身につけることについて、意欲のある学生の参加を期待している。

商事クリニックⅡA

報告書（秋学期）

1 担当教員より

本クリニックにおいては、企業法務の弁護士がM&Aや会社訴訟等において行う具体的な作業内容について、まず、実務的な観点からの講義を行い、それを踏まえて具体的な事例（実際の事例を踏まえた仮想事例）に基づく課題を出し、企業法務の弁護士が行っているのと同様の作業を体験してもらうという形式を取った。具体的な作業としては、持株会社化の方法の比較検討、共同株式移転による持株会社設立に関するスケジュールの作成、秘密保持契約書の検討、デュー・ディリジェンスで発見された問題点についての検討・アドバイス、株式譲渡契約の作成、株主総会決議取消訴訟の訴状・答弁書の作成等を体験してもらった。また、課題を出すに際しては、敢えて予め全ての情報を与えるのではなく、受講生において予め与えられた情報が足りないと判断した場合には、講師を依頼者と見立てて質問をする等の作業を行ってもらうようにした。また、講師の所属する法律事務所の見学や、講師の経験した実際の事件についての解説等も行い、実務の具体的なイメージを持ってもらえるようすることにも努めた。

2 受講生より

①商事クリニックを受講して良かった点

・講義や課題では予想していたよりも幅広い範囲の会社法や施行規則、計算規則の条文を参照したことから、条文や判例の復習となりました。また、会社法に関して普段勉強している基礎的な知識や判例が、実際どれほど実務でも重要視されているのかを実感する機会はなかなかなかったところ、契約書の作成等、実務の場面においても、判例を意識する必要があることを学び、基本の重要性を認識できた点は、勉強のモチベーションとなりました。加えて、今まで勉強しなかった金商法や独禁法について勉強する機会ともなりました。

・少人数ということもあり、先生が契約書や訴状等の文言を一字一句細かく見て指摘して下さり、先生の体験も混じえながら、実務の感覚や知識を教えてくださいました。このような点は書籍をいくつか読んででも分からなかった事柄ですので、クリニックだからこそできる勉強だと思います。

・訴状をはじめとして、今まで目にしたものはあっても、依頼者の意向に沿うように文言を考えて自分で書くという作業は行ったことがなかったため、実際に書こうとすると、表現したいことを法的な文章として適切な言葉にできないという難しい面があり、普段レポートや答案を書くのとは違い新鮮で、やりがいを感じました。

②反省点

・課題として出していただいた株式譲渡契約書等の作成は、全て初めて行うもので、実務で起こり得る問題にどう対処すれば良いのか調べても分からない点が多く、また、条文や判例の知識に不正確な点があり、取り組んだ時間に見合う満足のできるものをなかなか作れなかったのが反省点です。

商事クリニックⅡB

報告書（春学期）

1 担当教員より

本クリニックにおいては、企業法務の現場において取り扱っているM&A等の契約実務、商事紛争その他の日常相談等の企業法務の基本的な流れを理解、体験してもらうことを目的として、それぞれ生の事件に題材を得た仮想事案等を用いて、実際に企業法務に携わる弁護士が行う作業を経験してもらった。

具体的な作業としては、M&Aに関する事項では、事業買収のスキームやスケジュールの検討、秘密保持契約の検討、デュー・ディリジェンスにおいて調査すべき項目の検討、発見事項の最終契約書への反映方法の検討等をしてもらうとともに、最終契約書について模擬交渉を行った。M&Aに関する一連の作業全体を、具体的な事案に沿って実際に経験してもらうとともに（特に依頼者が売主・買主のどちらの立場であるのかを意識してもらうように心掛けた。）、実務上のポイントについて担当教員から解説を行うことで、学生にとっては、

単に会社法を始めとする法令等の内容を理解するだけではなく、その具体的な使い方を体得する機会になったと思う。

また、商事紛争に関しては、取締役の解任に伴う損害賠償請求及び退職慰労金請求に関する事案を題材に、依頼者からのヒアリングのロールプレイや答弁書の作成等を行ってもらった。ヒアリングのロールプレイでは、その場で明らかになった事実関係を基に、何を追加で確認する必要があるかを検討するにあたり、裁判例や学説の理解が重要であることや依頼者に対して事案分析のポイントを分かりやすく説明することの難しさを学ぶ機会になったと思う。

その他日常法律相談では、依頼者からの相談メール（取締役会の付議基準の改訂に関する相談）に関して、法律事務所内での議論用の検討メモ及び依頼者への回答メール案のドラフト等を行ってもらった。

2 受講生より

商事クリニックでは、仮想事例を素材とし、前半はM&A契約について最終契約書の作成まで、後半は商事訴訟に関して依頼者の聞き取りから答弁書作成までを行いました。

クリニックに参加してよかったと思う点は、実際の企業法務の活動を体感し、法律の知識以外の法律家に必要な能力も鍛えることができた点です。例えば、契約交渉のロールプレイの中では、依頼者の意向と関連法令の解釈等から、譲ってもよいラインと死守しなければならないラインを常に考え、交渉の中で相手方のラインも探り、契約書の条項の挿入や文言の変更についての駆け引きをするという作業が求められました。司法試験の勉強をしていると、法律の解釈についての知識の学習が主となりがちでした。しかし、契約交渉の中では、知識があることを前提とした上での、問題発見能力、相手方との交渉能力やバランス感覚が極めて重要であると感じましたし、実際に契約の一連の流れを体感し、それら能力を鍛えることができた点で、本クリニックを受講してとてもよかったと思います。

反省点としては、準備不足です。今まで実際の契約書の作成や契約交渉をしたことが無く、講義でそれらのロールプレイ等をしたこともほとんど無かったこともあり、予習の段階で内容等を検討しきれず、また、実際のロールプレイの中でも詰まってしまうことがありました。事前に会社法務や契約交渉のポイント、注意点を学んだ上で臨めば更に充実した講義になったのではないかと思います。

早稲田大学大学院法務研究科

2016年度クリニック報告書

〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1
早稲田大学大学院法務研究科

〒169-0051 新宿区西早稲田 1-1-7
早稲田大学 28号館 4階

弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

電話 03-5272-8156 FAX 03-5272-8156

(お問い合わせはこちらまでお願いいたします)